

### 教育相談事業について

教育相談事業につきましては、児童生徒や保護者にとって、より相談しやすい体制とするため 来年度より下記のとおりリニューアルを行いますのでご報告いたします。

#### 記

現 行			
名 称	所 管	相談内容	対応方法
教育相談	教育支援センター (学校教育課・教育支援課)	学習や家庭教育、学校の活動等 いじめ・不登校、子どもの行動等	具体的対応を行う
青少年こころの電話相談	教育支援課	青少年の悩み(本人・友達・家族・勉強・体のこと等)	傾聴し、相談者に寄り添う



令和2年度以降			
名 称	所 管	相談内容	対応方法
(仮)ふれあい教育相談	教育支援センター (学校教育課・教育支援課)	青少年や保護者の悩み 学習や家庭教育、学校の活動等 いじめ・不登校、子どもの行動等	<電話・メール> 相談を受け、具体的な対応を行う
			<電話(ボランティア)> 傾聴し、相談者に寄り添うとともに具体的な対応につなげる